

第161期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

事業の経過及びその成果

対処すべき課題

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

会計監査人の監査報告

監査役会の監査報告

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

第一工業製薬株式会社

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、上記は会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コメを始めとする食品などの値上がりや寒波の影響を受けて個人消費が停滞しました。2025年度は、実質賃金や個人消費の増加などにより緩やかな回復が見込まれています。一方で、米国による大幅な関税引き上げの不確実性や中国経済の動向といったリスク要因により、世界的に景気後退への警戒感も高まっています。また、為替相場の変動や金融政策の変更に起因する金利上昇の影響についても、一層不透明感が増しています。

このような環境下、当社グループは事業環境の急激な変化に迅速に対応し、企業活動の持続的発展に努めてまいりました。その結果、ハイエンドサーバ向け製品や新規電池材料の販売拡大の取り組みが奏功し、前年度比較で増収増益となり、売上高、営業利益ともに過去最高を更新しました。

4月から新たな中期経営計画「SMART 2030」が始動しました。さらなる研究開発の強化と迅速化により競争力を向上させます。人事制度改革を通じ、人的資源の最大効率活用、企業文化の革新を図ります。これらの戦略的な取り組みにより、新規事業の早期収益化を実現し、当初計画を前倒しすることをめざします。

当連結会計年度の業績としましては、すべてのセグメントが増収になりました。『機能材料』セグメントのハイエンドサーバ向け光硬化樹脂材料及び『電子デバイス材料』セグメントの新規電池材料の販売が大幅に伸長したことから、売上高は732億55百万円（前期比16.1%増）となりました。

損益面につきましては、『機能材料』セグメントを中心として売上高が伸長したことにより、営業利益53億51百万円（前期比157.6%増）、経常利益は57億37百万円（前期比178.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億85百万円（前期比120.1%増）となりました。

以下、事業セグメントの概況をご報告いたします。

【単位：百万円】		160期	161期	増減額	増減率
界面活性剤	売上高	18,529	19,318	789	4.3%
	営業利益	1,816	1,547	△269	△14.8%
アメニティ材料	売上高	8,430	9,130	700	8.3%
	営業利益	459	773	314	68.4%
ウレタン材料	売上高	8,870	9,247	376	4.2%
	営業利益	△243	△219	24	-
機能材料	売上高	21,439	27,151	5,711	26.6%
	営業利益	1,003	4,044	3,041	303.2%
電子デバイス材料	売上高	5,456	7,967	2,511	46.0%
	営業利益	△43	△53	△9	-
ライフサイエンス	売上高	392	439	47	12.0%
	営業利益	△914	△741	172	-
合計	売上高	63,118	73,255	10,136	16.1%
	営業利益	2,077	5,351	3,273	157.6%

<界面活性剤>

界面活性剤の売上高は、総じて堅調に推移しました。

国内では、I T・電子用途は大きく落ち込みましたが、機械・金属用途、塗料・色材用途は堅調に推移し、石鹼・洗剤用途は大幅に伸長しました。

海外では、繊維用途は堅調に推移しましたが、ゴム・プラスチック用途、塗料・色材用途は低調に推移しました。

その結果、当セグメントの売上高は193億18百万円（前期比4.3%増）となりました。

営業利益は、売上高が堅調に推移したものの営業経費が増加したことにより、15億47百万円（前期比14.8%減）となりました。

<アメニティ材料>

アメニティ材料の売上高は、総じて大幅に伸長しました。

国内では、ビニル系高分子材料はゴム・プラスチック用途が堅調に推移し、セルロース系高分子材料はエネルギー・環境用途が大幅に伸長しました。ショ糖脂肪酸エステルは食品用途が大幅に伸長しました。

海外では、ショ糖脂肪酸エステルは香粧品用途が堅調に推移し、食品用途が大幅に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は91億30百万円（前期比8.3%増）となりました。

営業利益は、売上高が大幅に伸長したことにより、7億73百万円（前期比68.4%増）となりました。

<ウレタン材料>

ウレタン材料の売上高は、総じて堅調に推移しました。

フロコン規制に関連する環境配慮型の合成潤滑油は低調に推移しましたが、公共工事に関連する土木用薬剤は堅調に推移し、機能性ウレタンはI T・電子用途が大幅に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は92億47百万円（前期比4.2%増）、営業損失は2億19百万円（前期は2億43百万円の損失）となりました。

<機能材料>

機能材料の売上高は、総じて大幅に伸長しました。

国内では、難燃剤はゴム・プラスチック用途が低調に推移しましたが、水系ウレタンは繊維用途が堅調に推移し、光硬化樹脂材料はI T・電子用途が大幅に伸長しました。

海外では、難燃剤はゴム・プラスチック用途が低調に推移しましたが、光硬化樹脂材料はI T・電子用途が大幅に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は271億51百万円（前期比26.6%増）となりました。

営業利益は、売上高が大幅に伸長したことにより、40億44百万円（前期は10億3百万円の利益）となりました。

<電子デバイス材料>

電子デバイス材料の売上高は、総じて大幅に伸長しました。

ディスプレイ用途のイオン液体は堅調に推移し、太陽電池用途の導電性ペーストは大幅に伸長しました。電池用途のリチウムイオンバッテリー用材料は大幅に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は79億67百万円（前期比46.0%増）となりました。

営業利益は、売上高が大幅に伸長したものの研究開発費を中心に営業経費がかさみ、53百万円の営業損失（前期は43百万円の損失）となりました。

<ライフサイエンス>

ライフサイエンスの売上高は、前期と比べ47百万円増加し、4億39百万円（前期比12.0%増）となりました。

医薬品添加物や天然素材からの抽出物の濃縮化、粉末化による健康食品等の受託事業は堅調に推移しました。

営業利益は、売上高が伸長したことに加え、営業経費が減少したことにより、7億41百万円の営業損失（前期は9億14百万円の損失）となりました。

対処すべき課題

当社グループは、「産業を通じて、国家・社会に貢献する」を社是とし、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでいます。また、2030年のありたい姿として「社会のさまざまな課題を解決するスマート・ケミカルパートナー」を掲げ、これを実現するための挑戦を続けています。

2025年度は、新たな中期経営計画「SMART 2030」の初年度であり、当社グループが企業価値のさらなる創造を目指して本格的な変革に踏み出す重要な一年です。本年度の年間標語には「付加価値を産み出す企業へ」を掲げ、変革への強い意志を表明しています。「ユニ・トップ」「サステナビリティ」「チャレンジ」の3つをキーワードに、行動規範を整備し、人財の充実に取り組むとともに、人的資本を含む無形資産の最大化と企業の持続的成長を連動させることを基本方針としています。この基本方針のもと、当社が対処すべき課題は次の通りです。

第一に、研究開発の強化とスピードアップによる競争力向上を図ります。組織体制として、営業と研究を一体化した「事業本部制」を導入し、分野別の事業部を設置します。これにより、顧客の課題解決や新たな開発テーマに迅速に対応できる体制を構築するとともに、事業ごとの責任を明確化した運営を進め、事業効率と意思決定のスピードを高めます。経営直轄の専門組織として「生産技術研究所」および「京都中央研究所」を新設し、短期・中長期に分けたテーマに基づいて開発を加速させます。電子・情報・環境・エネルギー、ライフ・ウェルネス、コア・マテリアルといった注力分野における技術革新を推進し、社会課題解決に貢献するユニ・トップの製品・サービスの創出を目指します。

第二に、人事制度改革による人財の最大活用と企業文化の変革を実行します。新人事制度を導入し、成果が正當に評価される仕組みを整備することで、労働生産性の向上を図ります。社員一人ひとりの能力と挑戦を正しく評価し、成長が企業の発展につながる環境をつくり出します。あわせて、チャレンジした社員が賞賛される企業風土を醸成し、自律的で前向きな組織文化を育みます。

第三に、ライフサイエンス事業の早期黒字化と市場拡大を実施します。当社が注力するライフサイエンス事業では、サーキュラーエコノミーと親和性の高い植物資源を活用し、機能性表示食品「快脳冬虫夏草®」やスダチ果皮エキスといったBtoC製品に注力します。また、消臭・除菌スプレー「NIOCAN®」など、消臭技術を活用したBtoBビジネスも強化し、サステナビリティとの親和性の高いライフサイエンス事業の早期の黒字化を目指します。株主の皆様には、今後も変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】サステナビリティの取り組み

当社グループは、化学メーカーとして116年の歴史で培ったコア技術と幅広い経験を基に、SDGs及び国連グローバル・コンパクトの定める4分野10原則に取り組めます。当社が社会的課題の解決に貢献できるテーマをSDGsと紐づけ、③すべての人に健康と福祉を、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩つくる責任つかう責任、⑪パートナーシップで目標を達成しようの5項目を、特に注力すべきものとして抽出しました。

これらの注力すべき社会的課題に対処するためにサステナビリティ委員会を設置し、取り組みを加速させています。新たな中期経営計画「SMART 2030」では、ステークホルダーエンゲージメントやESG・サステナビリティ戦略の促進などの非財務戦略を、2030年に向けた成長戦略として掲げています。

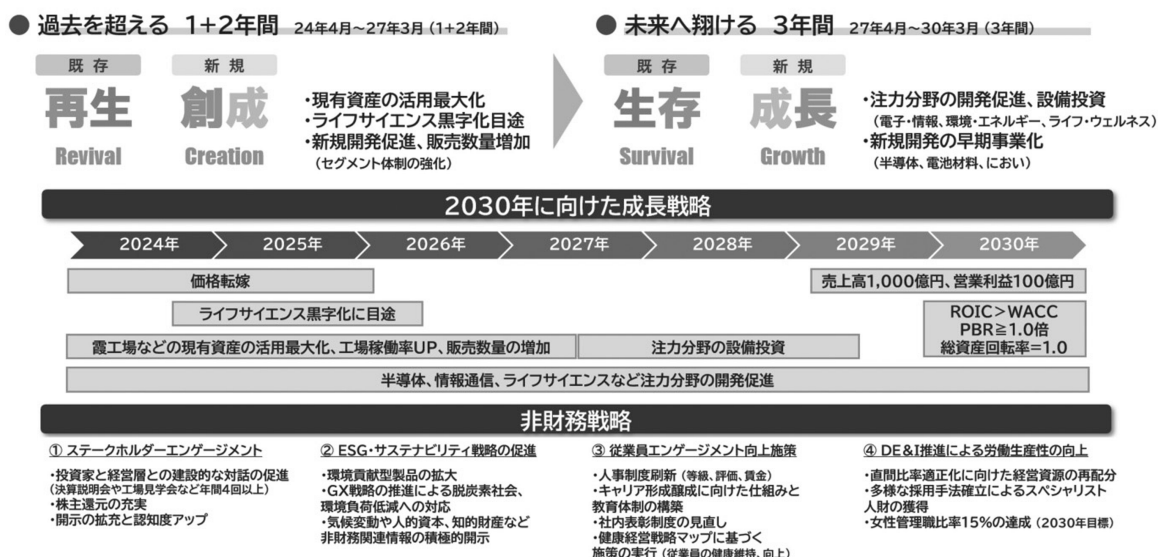
当社のESG基本方針に則り、ESGに関する重要課題と向き合い、人々の環境や暮らしを守り、安全・快適性を高めるため、「こたえる、化学。」を追求し、持続可能な社会の構築に貢献します。

【ご参考】資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社グループのPBR（株価純資産倍率）は、2025年3月期末時点で、市場環境の影響により1倍を下回っています。PBR改善に向けては、資本効率の向上に加え、事業ポートフォリオの見直し、成長投資の推進、株主還元の充実、IR活動による市場との対話に取り組み、株主価値の持続的な向上を図ってまいります。

中期経営計画「SMART 2030」では、ROIC（投下資本利益率）を重要指標とし、2030年3月期に8.0%の達成を目指しています。今後もWACC（加重平均資本コスト）を上回るROICと投資収益を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。

配当については、事業成長に必要な内部留保とのバランスを図りつつ、長期的かつ安定的な配当を基本方針としています。連結配当性向40%を「SMART 2030」計画の2030年3月期の目標とし、積極的な株主還元を実施してまいります。内部留保は、国際競争力の強化や将来の成長に向けた投資に活用し、企業価値の増大を図ります。



会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,422,000株
- (2) 発行済株式総数 10,684,321株
- (3) 当期末株主数 6,194名（前期末比1,510名増）
- (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,007	10.51
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	632	6.60
第一生命保険(株)	552	5.77
(株)みずほ銀行	427	4.46
(株)京都銀行	417	4.35
D K S 取引先持株会	397	4.15
朝日生命保険(相)	339	3.54
第一工業製薬従業員持株会	303	3.16
野村証券株式会社自己振替口	160	1.68
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	149	1.56

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式1,108,487株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 株	交付対象者数 名
取締役（社外取締役を除く）	4,404	3
社外取締役	294	3
監査役	1,272	4
合計	5,970	10

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 奥山 喜久夫及び橋本 克己の両氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 中野 秀代氏の兼職先である㈱トリアスと当社との間に I R 関連の業務委託取引はございますが、当社の取引額に占める割合は 1 %未満であり、主要な取引先ではございません。また、その他の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役 高橋 利忠及び宮永 雅好の両氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	奥山 喜久夫	当事業年度開催の取締役会12回のうち、12回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 主に大学での研究で培った見地から、取締役会では特に研究分野の方向性や生産ラインの効率性・安全性について、専門的な立場から積極的な提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	橋本 克己	当事業年度開催の取締役会12回のうち、12回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 公認会計士として長年企業監査に携わった経験と幅広い見地から、取締役会では特に財務会計や経営戦略等について、専門的な立場から積極的な提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 なお、当社代表取締役と社外役員で構成されたアドバイザー・ボードでは、議長を務めております。
取 締 役	中野 秀代	当事業年度開催の取締役会12回のうち、12回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 主に I R ・ P R 支援会社の経営経験で培った見地から、取締役会では特にグローバル市場から見た経営活動について、専門的な立場から積極的な提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	高橋 利忠	当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、また、監査役会13回のうち、13回に出席し、外部の幅広い視点による監査上有用な発言を適時行っております。 金融業界における経理・財務経験とIT企業の監査業務で培った幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	宮永 雅好	2024年6月25日の監査役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会10回のうち、10回に出席し、また、監査役会10回のうち、10回に出席し、外部の幅広い視点による監査上有用な発言を適時行っております。 企業経営者、大学教授として培った学術的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 国外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び職務遂行状況の適切性・妥当性の検討並びに報酬見積りの算出根拠等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に会社法、公認会計士法等の法令違反・抵触がある場合、その他監査を遂行するのに不十分であると判断される場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案といたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監督するために有為な、当社及び子会社の業務執行及び使用人の経験が無い社外取締役を引き続き選任します。
- ロ. 代表取締役は、社外取締役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き社外取締役との定期的会合を行います。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』を遵守するとともに、内部監査部門を設置して内部統制体制をさらに整備し、当社及び子会社の社会的信用を維持、向上させることに努めます。
- ニ. 反社会的勢力と一切の関係を持たず毅然とした態度で臨むことによって、反社会的勢力による被害の防止に努めます。
- ホ. 取締役会に付議する案件は、事前に『経営会議』で慎重に審議し、また法務部門を関与させるなど、適法な意思決定に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『文書規程』『品質文書管理規程』『契約書等の取り扱いに関する規程』等の各規程を維持または改善し、また職務上の意思決定またはその執行に係る文書の作成、保存及び管理が適正に行われるよう努めます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 『危機管理規程』に従って、リスク管理が最重要と考えられる伝染病、テロ、事業所・工場での事故、災害、環境破壊、製品上の瑕疵・欠陥などによる損失の予防、また関係者の安全確保にも努めます。
- ロ. 『リスクマネジメント統制委員会』を設置し、リスク管理システムに基づきリスクの低減に努めます。
- ハ. 『リスクマネジメント統制委員会』は、『危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』の適正な運用に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を毎月開催し、職務の執行に遅滞の無い意思決定が行われるよう努めます。
- ロ. 取締役会で経営戦略、計画及び成果を議論する場を設け、社外取締役や社外監査役の多角的な意見を経営に活かし、当社及び子会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促す役割を果たすよう努めます。
- ハ. 『業務分掌規程』『職務権限規程』などを維持または改善し、各取締役間の合理的な業務分掌及び相互牽制が機能するよう努めます。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『コンプライアンス統制委員会』を設置し、法令または企業倫理上における問題の発生予防に努めます。
- ロ. 内部通報制度として『公益通報ホットライン』を設置し、社内及び社外の通報窓口を通じて、正規の職制を通じては解決が図り難い問題へも適切に対処できるよう努めます。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』『公益通報ホットライン』等の使用人への浸透を図り、法改正や他社で重大な不祥事が発生したときには、適宜必要な周知や教育及び指導に努めます。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の主体性を損なわない範囲で子会社を当社の上記各体制に服させ、また『関係会社管理規程』に基づいて子会社経営の管理を行い、企業集団における業務の執行が法令及び定款に適合するのみならず効率的に行われ、また情報や損失の危険が適切に管理されるよう努めます。
- ロ. 関係会社の管理は、所管本部及び所管統括部が、定期的な会議と都度の報告とミーティング、毎月の業績報告で、業務の報告や意見交換の機会を確保します。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人を引き続き設置します。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人には管理職待遇者を当て、また人数は監査役会と協議の上決定します。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の選任、解任、人事異動または解雇は、監査役会と協議の上決定します。
- ロ. 取締役は、監査役による監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に干渉しないものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役の不正行為、法令若しくは定款の重大な違反または当社及び子会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見するときは、取締役及び使用人は監査役に対し、速やかに当該事項を報告しなければならないものとします。
- ロ. 子会社の取締役の不正行為、法令若しくは定款の重大な違反または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見するときは、子会社の取締役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対し当該事項を報告することを妨げられず、または報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。
- ハ. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、業務執行に関する事項について、監査役から報告または資料の閲覧を求められるときは、速やかに報告をし、また閲覧の便宜を図るものとし、万一子会社の取締役及び使用人がこれを拒むときには、取締役は子会社の取締役及び使用人に対し、適切な指導を行うよう努めます。
- ニ. 常勤監査役は、『経営会議』『リスクマネジメント統制委員会』『コンプライアンス統制委員会』ほか、監査上重要な会議に引き続き出席します。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、必要な素養、知識、経験を有し、取締役から独立した社外監査役を引き続き選任します。
- ロ. 内部統制監査に当たっては、内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- ハ. 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き常勤監査役及び社外監査役との定期的会合を行います。
- ニ. 監査役がその職務の執行過程で生ずる費用の支払いまたは債務の負担を請求するときには、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができないものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- イ. 取締役会は、原則、毎月開催し、当事業年度は12回開催しました。また社外取締役を3名選任し、豊富な経験や専門知識を通じた有用な意見や提言及び経営陣から独立した立場からの監督により、取締役会の意思決定及び監督の妥当性を確保しています。
- ロ. 取締役会の事前審議会議である『経営会議』を当事業年度は22回開催し、重要事項の執行に関する案件を審議しました。

②損失の危険の管理に関する取り組み

- イ. 『リスクマネジメント統制委員会』は、『危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』を適正に運用し、リスク回避と低減に努めました。
- ロ. 発生事象に対しては、状況把握、『危機管理規程』、『危機管理マニュアル』等の再整備を行うとともに、再発防止に努めます。

③使用人の職務執行の適正性の確保に関する取り組み

- イ. 『コンプライアンス統制委員会』を年2回開催し、課題を明確化することで企業集団全体の改善を図っています。
- ロ. 『公益通報ホットライン』では、社内の通報窓口及び社外の第三者による通報窓口の運用を継続して通報機会の提供と運用強化を図っています。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』『公益通報ホットライン』等の浸透を掲示及び企業倫理月間、意識調査等を通じて行いました。また、担当部門及び関係者による法令研修を行う等して使用人への浸透を図っています。

④当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性の確保に関する取り組み

『関係会社管理規程』に基づいて企業集団における業務の執行を管理し、定期の業務報告に加えて、国内、海外それぞれで全体会議や各社との会議を定期的に開催し、相互の意見交換に努めました。

⑤監査役の監査の実効性の確保に関する取り組み

- イ. 監査役は、取締役会、監査役会に出席するほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役との面談を行い職務執行状況等に関する意見交換を行いました。
- ロ. 常勤監査役は、『経営会議』、『リスクマネジメント統制委員会』、『コンプライアンス統制委員会』等の重要会議に出席するほか、重要書類の閲覧、事業所や工場、事業部門及び国内外の子会社や関連会社の調査を行う等、常勤監査役が必要とする情報の適切な提供を受け、監査を実施し、監査役会に報告しております。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人として1名の管理職待遇者を設置し、取締役の干渉を受けない独立性を維持しました。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を企図する買付について、その当否は株主の皆様のご判断に最終的には委ねられるべきものと考えております。

しかし、買付の中には当社の企業価値や株主共同の利益を害するものがあり得ます。そのような買付は、当社や株主の皆様の利益を守るため、当社は当然にこれを阻止しなければならないと考えます。また、そうでなくとも、当該買付の当否を株主の皆様に的確にご判断いただく機会を確保するため、当該買付の当社の企業価値や株主共同の利益への影響如何を慎重に見極め、最も適切な措置を講じる必要があると認識しております。

目下のところ、当社は、株式の大量取得を企図する買付者が出現するときに備える、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりません。なお、「買収防衛策」の導入につきましては、株主総会で「買収防衛策」導入の決議ができる旨を定款に定めた上で、判例の動向や専門家の見解等を踏まえつつ、慎重に検討を行ってまいりました。この結果、当社を取り巻く環境の変化を鑑み、金融商品取引法による大規模買付行為に対する規制の浸透により、株主の皆様に適切にご判断いただくための必要な情報や時間の確保が一定程度担保されたこと、また当社経営目標の達成に向けた施策の着実な実行とコーポレートガバナンスの強化の取り組みこそが、株主の皆様との共同利益の確保及び向上を推進すると考えることから、現時点では「買収防衛策」導入の必然性は低いと判断しております。

しかしながら、経営を負託された当然の責務として、当社の株式取引や株主異動を常に注視する一方、株式の大量取得を企図する買付に備えた体制や手順の整備に努めてまいります。また、実際にそのような買付者が出現するときは、直ちに当社として最も適切と思われる措置を講じる所存です。すなわち、社外の専門家を交えて大量買付の評価や買付者との交渉を行い、当該買付が当社の企業価値や株主共同の利益にそぐわないと認識されるときには、具体的な対応措置の要否やその内容等を速やかに決定し実行する体制を整えます。

以上は、当社グループ会社の株式を大量に買付しようとする者に対しても、同様です。

以上の金額については、表示単位未満を切り捨てにより、比率については、表示単位未満を四捨五入により記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,895	7,266	19,851	△2,462	33,551
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△861		△861
親会社株主に帰属する当期純利益			2,585		2,585
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		8		13	21
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	8	1,724	12	1,745
当連結会計年度末残高	8,895	7,275	21,575	△2,449	35,296

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,670	1,073	452	3,196	4,549	41,297
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△861
親会社株主に帰属する当期純利益						2,585
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						21
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△63	339	△39	236	1,225	1,461
当連結会計年度変動額合計	△63	339	△39	236	1,225	3,207
当連結会計年度末残高	1,606	1,412	413	3,432	5,775	44,504

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項

連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 12社
- (2) 連結子会社の名称

四日市合成(株)、ゲンブ(株)、京都エレックス(株)、第一セラモ(株)、第一建工(株)、(株)バイオコクーン研究所、池田薬草(株)、晋一化工股份有限公司、Sisterna B.V.、PT DAI-ICHI KIMIA RAYA、帝開思（上海）国際貿易有限公司、蘇州開翼電子材料有限公司

- (3) 非連結子会社の名称

晋一国際投資有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- (2) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

晋一国際投資有限公司、ケイアンドディーファインケミカル(株)、DDFR Corporation Ltd.

なお前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社であった晋一化工科技（無錫）有限公司については、当連結会計年度において全株式を売却したことに伴い持分法適用の範囲から除外しております。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

- (4) 持分法の適用手続に関する特記事項

持分法の適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、晋一化工股份有限公司、Sisterna B.V.、PT DAI-ICHI KIMIA RAYA、帝開思（上海）国際貿易有限公司及び蘇州開翼電子材料有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債発行費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額及び非支配株主持分に含めて計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に製品の販売によるものであり、これら製品の販売については、製品が顧客に引き渡された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

なお、売上リベート等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法によっております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する事項

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)

1,044百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、将来事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

当該事業計画には、会社の属する製品市場の需要予測を踏まえた販売数量の見通し等が主要な仮定として使用されております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.54%から31.43%に変更し計算しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

5. 連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 59,746百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	420百万円
機械装置及び運搬具	456百万円
工具器具備品	3百万円
計	881百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,572百万円
土地	3,324百万円
計	4,897百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	289百万円
長期借入金	743百万円
(1年以内返済予定の長期借入金含む)	
計	1,032百万円

6. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,684	—	—	10,684

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 2024年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	430百万円
1株当たり配当額	45円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

- ② 2024年10月30日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	430百万円
1株当たり配当額	45円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月6日

- ③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議することを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	526百万円
1株当たり配当額	55円（内、10円は記念配当）
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,044円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 270円08銭 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び投融資計画に照らして必要な長期性資金（主に銀行借入や私募債発行、新株発行）を調達しております。また、損益計画及び運転資金収支に照らして短期的な運転資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、一時的な余資については、安全性の高い金融資産で運用しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程等に従い、管理を行っております。投資有価証券は、時価等の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業の株式であり、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。支払手形及び買掛金、電子記録債務、社債、借入金等は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社財務管理部においてグループ全体の資金計画について、管理しております。デリバティブ取引は、為替、金利に係る相場変動リスクを回避するため利用し、投機を目的とした取引は一切実施しないこととしております。当該リスクに対しては、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに従い、管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額653百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （＊）	時価（＊）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	5,040	5,040	—
(2) 社債	(6,000)	(6,003)	3
(3) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	(22,980)	(22,884)	(95)
(4) リース債務（1年以内に返済予定のものを含む。）	(1,936)	(1,945)	9
(5) デリバティブ取引	—	—	—

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,040	—	—	5,040

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	(6,003)	—	(6,003)
長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）	—	(22,884)	—	(22,884)
リース債務（１年以内に返済予定のものを含む。）	—	(1,945)	—	(1,945)
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債（私募債）

社債（私募債）の時価は、元利金の合計額を当該社債の償還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）、リース債務（１年以内に返済予定のものを含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。長期借入金のうち、一部の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は、借入れの実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金、売掛金の時価に含めて記載しております。
なお売掛金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから時価の記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
界面活性剤	19,318
アメニティ材料	9,130
ウレタン材料	9,247
機能材料	27,151
電子デバイス材料	7,967
ライフサイエンス	439
顧客との契約から生じる収益	73,255
外部顧客への売上高	73,255

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記「会計方針に関する事項 (8)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	20,663
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	22,159

10. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
池田薬草㈱ (徳島県三好市)	原薬、健康食品向け原料製造設備等	建物及び構築物	133
		機械装置及び運搬具	89
		工具器具備品	6
		土地	59
		リース資産	20
		建設仮勘定	49
		無形固定資産	6
合 計			365

(2) 減損損失の認識に至った経緯

池田薬草㈱が営む事業については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、土地の正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定し、その他の資産については正味売却価額を零として評価しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

製品の組成及び製造方法に応じた区分を最小単位として、資産のグループ化を行っております。遊休資産については個別単位でグルーピングを行っております。

◎ 連結注記表の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	8,895	6,655	617	7,272	478	11,247	11,725
当期変動額							
剰余金の配当						△861	△861
当期純利益						1,813	1,813
自己株式の取得							
自己株式の処分			8	8			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	8	8	－	951	951
当期末残高	8,895	6,655	625	7,281	478	12,198	12,677

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,462	25,431	1,668	1,668	27,100
当期変動額					
剰余金の配当		△861			△861
当期純利益		1,813			1,813
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	13	21			21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△67	△67	△67
当期変動額合計	12	973	△67	△67	905
当期末残高	△2,449	26,405	1,600	1,600	28,006

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債発行費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

	ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
	数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
④ 関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。
(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(6) ヘッジ会計の方法	
① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引 ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)
③ ヘッジ方針	為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(7) 退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類の会計処理の方法と異なっております。
(8) 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益は、主に製品の販売によるものであり、これら製品の販売については、製品が顧客に引き渡された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。 ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。 なお、売上りべート等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法によっております。 取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する事項

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 714百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載のとおりです。

4. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,604百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	192百万円
構築物	119百万円
機械装置	147百万円
工具器具備品	1百万円
計	460百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

晋一化工股份有限公司 103百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,873百万円
② 短期金銭債務	874百万円

5. 損益計算書関係

関係会社との取引高	売上高	6,303百万円
	仕入高	6,253百万円
	営業取引以外の取引高	2,535百万円

6. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,114	0	5	1,108

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、株主からの単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、譲渡制限付株式報酬として当社役員に対し交付したことによる減少分であります。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	453百万円
減損損失	224百万円
賞与引当金	166百万円
税務上の繰越欠損金	132百万円
棚卸資産評価損	101百万円
投資有価証券評価損	94百万円
減価償却超過額	40百万円
未払事業税	36百万円
その他	307百万円
繰延税金資産小計	1,558百万円
評価性引当額	△843百万円
繰延税金資産合計	714百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△613百万円
土地評価益	△452百万円
前払年金費用	△205百万円
その他	△18百万円
繰延税金負債合計	△1,289百万円
繰延税金資産の純額	△574百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.54%から31.43%に変更し計算しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引関係

関連当事者との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	第一建工㈱	100.00 直接所有	当社の土木・ 建築用薬剤等 の販売 役員の兼任	売上高 (注)	2,391	売掛金	967

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 第一建工㈱への土木・建築用薬剤等の販売については、毎期交渉の上、販売価格を決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,924円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 189円39銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による当社の一部事業の連結子会社への承継)

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、当社の「特殊ポリエーテルおよび関連材料」事業を、当社の完全子会社である四日市合成株式会社に会社分割により承継させることを決議し、2025年4月1日付で吸収分割を行いました。

(1) 本吸収分割の目的

本吸収分割により、当社グループの事業運営の合理化・効率化を図るものです。

(2) 本吸収分割の要旨

① 本吸収分割の日程

吸収分割承認取締役会 2024年12月25日

吸収分割契約締結日 2025年1月27日

効力発生日 2025年4月1日

(注) 本吸収分割は、四日市合成株式会社ににおいては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割であり、当社においては、同法第784条第2項に定める簡易吸収分割であるため、それぞれ株主総会の承認を得ずに分割いたします。

② 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、四日市合成株式会社を承継会社とする吸収分割です。

③ 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

④ 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 本吸収分割により増減する資本金

資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本事業にかかる資産及び契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継いたします。

⑦ 債務履行の見込み

本吸収分割において、承継会社である四日市合成株式会社に承継される負債はなく、四日市合成株式会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(3) 分割する事業の内容

当社の「特殊ポリエーテルおよび関連材料」事業

(4) 本吸収分割後の状況

本吸収分割による当社及び四日市合成の名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

(5) 今後の見通し

本吸収分割は、当社の完全子会社に対して行うものであるため、当社連結業績に与える影響は軽微であります。

(6) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。

◎ 個別注記表の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

第一工業製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 慧史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一工業製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

第一工業製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 慧史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

第一工業製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 大西 英 明 ㊞

常勤監査役 古澤 佳 幸 ㊞

監 査 役 高橋 利 忠 ㊞

監 査 役 宮 永 雅 好 ㊞

（注）監査役高橋利忠及び監査役宮永雅好は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上